

## 小児がん患者等ワクチン再接種費助成について

骨髄移植手術やその他の特別の理由により、すでに接種を受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で当該予防接種を再接種する方へ接種費用の一部を助成します。該当される場合は、再接種を受ける前に健康づくり課にご相談ください。

### 【対象となる人】

次のすべてを満たす人

1. 骨髄移植手術などにより、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている人
2. 定期予防接種を法令が規定する接種間隔、接種回数で受けていた人
3. 予防接種を再接種する日において、沼津市内に住所を有する人

### 【対象となる予防接種】

次のすべてを満たすもの

1. 令和3年4月1日以降に再接種する予防接種であること
2. 予防接種法に定めるA類疾病にかかる予防接種であること
3. 18歳に達する日までにを行う予防接種であること

ただし、

- ◆五種混合(ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風・ヒブ)は15歳未満
- ◆四種混合(ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風)は15歳未満
- ◆BCG(結核)は4歳未満
- ◆ヒブ感染症は10歳未満
- ◆小児用肺炎球菌は6歳未満で行う予防接種であること

### 【助成金額】

医療機関に接種費用をお支払いいただき、申請により市から補助金額を払戻します。

※補助額には上限があります。(再接種日の属する年度において、沼津市が定める定期予防接種委託料が助成の上限額となります。)

※他の公的制度による補助を受けている場合は、その額を控除した金額となります。

※文書料や交通費等は対象となりません。

## 【手続きの流れ】

1. 接種対象者が対象予防接種を受ける前に、以下の書類を保健センター窓口に出。または、郵送により認定の申請をします。

### ＜認定の申請に必要な書類＞

- ・沼津市小児がん患者等ワクチン再接種費助成対象認定申請書(第1号様式)
- ・ワクチン再接種に関する理由書(第2号様式)
- ・母子健康手帳又は予防接種の履歴が確認できる書類

2. 認定を受けた後、市から沼津市小児がん患者等ワクチン再接種費助成対象認定通知書(第3号様式)が送付されます。お手元に届きましたら、医療機関にて再接種を受けます。

3. 再接種を受けた後、再接種日から起算して、1年を経過する日の属する月の末日までに、助成金の申請をします。

### ＜助成の申請に必要な書類＞

- ・沼津市小児がん患者等ワクチン再接種費助成金支給申請書兼請求書(第4号様式)
- ・予防接種実施医療機関の領収書(接種対象者が再接種した予防接種の種類が記載されたものに限ります)
- ・予防接種予診票など再接種した予防接種の履歴が確認できるものの写し